

件名	知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例																												
主管課	人事課職員厚生室																												
根拠法令等	地方自治法第 204 条第 2 項及び第 3 項、教育公務員特例法第 16 条第 2 項																												
<p>【改正の概要】</p> <p>知事、副知事、出納長、管理者及び教育長の退職手当について、算出率を引き下げるとともに、常勤の監査委員等の退職手当について算定の基礎となる在職月数の上限を 48 月とする。</p> <p>1 知事、副知事、出納長、管理者及び教育長の退職手当について、算出率を以下のとおり引下げ</p> <p>(1) 知事等の退職手当に関する条例の一部改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>100 分の 70</td> <td>100 分の 60</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>100 分の 50</td> <td>100 分の 45</td> </tr> <tr> <td>出納長</td> <td>100 分の 40</td> <td>100 分の 35</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>100 分の 35</td> <td>100 分の 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>100 分の 40</td> <td>100 分の 35</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 常勤の監査委員の退職手当について、算定の基礎となる在職期間の上限を 48 月とする規定を整備</p> <p>常勤の監査委員等の退職手当に関する条例の一部改正 常勤監査委員等が任期（4 年間）満了した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在職月数を</td> <td>49 月で算定</td> <td>48 月で算定</td> </tr> </tbody> </table>				現 行	改 正	知 事	100 分の 70	100 分の 60	副知事	100 分の 50	100 分の 45	出納長	100 分の 40	100 分の 35	管理者	100 分の 35	100 分の 30		現 行	改 正	教育長	100 分の 40	100 分の 35		現 行	改 正	在職月数を	49 月で算定	48 月で算定
	現 行	改 正																											
知 事	100 分の 70	100 分の 60																											
副知事	100 分の 50	100 分の 45																											
出納長	100 分の 40	100 分の 35																											
管理者	100 分の 35	100 分の 30																											
	現 行	改 正																											
教育長	100 分の 40	100 分の 35																											
	現 行	改 正																											
在職月数を	49 月で算定	48 月で算定																											
施行日	公布日																												
<p>【その他参考事項】</p> <p>算出率 退職の日の給料月額に在職月数を乗じて得た額に乗じる割合</p> <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事等 厳しい県財政や世論の動向を踏まえたもの ・常勤の監査委員等 退職手当の算定の基礎となる在職期間の上限を知事等に合わせようとするもの 																													